

## 質問への回答について

案件名：山梨県立リニア見学センター展示映像機器更新業務委託

### 【質問内容】

委託契約書(案) 第 20 条 契約不適合責任 4 項に「乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第 11 条の検査完了後であって、かつ甲が当該契約不適合を知った時から 1 年以内」と記載ございますが、国土交通省で定めた契約約款等で、設備機器本体等に関わる契約不適合については、引渡しを受けた日から一年が経過する日までとなっております。本業務においても「乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第 11 条の検査完了後、引渡の日から 1 年以内」ということでよろしいでしょうか。

### 【回答】

委託契約書(案)を基本としますが、入札終了後に落札者と協議し、両者同意の上で契約をする予定です。